



In depth

A look at current financial reporting issues

2022年5月9日
No. 2022-08

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の公開草案について知っておくべきこと

要点

- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、2つの公開草案 (ED) を公表し、2022年末までに最終基準を公表することを目標としています。
- ISSB の目的は、投資家のニーズを満たすように設計された、一貫性があり、比較可能で高品質な環境・社会・ガバナンス (ESG) 報告のための包括的なグローバル・ベースラインを提供する基準を公表することです。
- 全般的な要求事項に関する公開草案 (IFRS S1 号) は、企業のバリュー・チェーンにおける重大な (significant) サステナビリティに関連するリスクおよび機会のすべてに関して、重要性がある (material) 情報を開示するためのコアとなるフレームワークを提供しています。
- 気候関連の公開草案 (IFRS S2 号) は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスクおよび機会が企業の (a) 財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フロー、(b) 企業価値、(c) 戦略およびビジネスモデルに与える影響を評価できるように、企業に対して重大な (significant) 気候関連のリスクおよび機会に関する情報の開示を求めることを規定しています。

はじめに

ISSBは、2022年3月31日、IFRSサステナビリティ開示基準に関する最初の2つの公開草案を公表しました。ISSBは、当該公開草案に続いて公表される予定の基準は、投資家の情報ニーズを満たすように設計されたサステナビリティ開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供することを意図していると述べています。

ESGに関する非財務報告の領域は急速に進展していることから、公開草案の公表は、グローバルで一貫性があり、比較可能性で高品質なサステナビリティ報告基準の開発に向けた大きな一歩となります。

ISSBは、2022年7月29日を期日とした120日間のコメント期間において、公開草案に示された提案に対するフィードバック (コメント・レターまたはサーベイへの回答のいずれかの形式による) を求めています。ISSBは、2022年末までに

In depth | 1

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

最終基準を公表することを目標としています。

以下は、公表された2つの公開草案です。

- IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」([全般的な要求事項の公開草案](#))
- IFRS S2号「気候関連開示」([気候関連開示の公開草案](#))

ISSBの議長と副議長は、2つの公開草案の公表に加えて、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)の基準をベースとして基準を構築する意図と計画を明らかにしました。SASBの産業別基準の開発アプローチは、ISSBの基準開発プロセスに組み込まれることとなります。詳細は後述しています。

全般的な要求事項の公開草案

概要

全般的な要求事項の公開草案は、企業のバリューチェーンにおける重大な(significant)サステナビリティに関連するリスクおよび機会のすべてに関して、重要性がある(material)情報を開示するためのコアとなるフレームワークを提供しています。公開草案には、以下のIFRS会計基準と類似した定義や要求事項に関する提案が含まれています

- 国際会計基準審議会(IASB)が公表した「財務報告の概念フレームワーク」
- 国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」
- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

サステナビリティ関連のリスクおよび機会の開示にあたって具体的なガイダンスが存在しない場合、作成者はSASBスタンダードや他のISSBの強制力のないガイダンス(水および生物多様性関連開示のための気候開示基準委員会(CDSB)フレームワーク適用ガイダンスなど)も考慮すべきであることが公開草案では説明されています。さらに、業界の慣行や他の基準設定主体の資料を使用することが可能です。この方法に従う際に検討すべき主な事項は、企業が考慮する基準が投資家の情報ニーズを満たすように設計されていなければならないということです。

公開草案では、現地の法令によって開示が認められていない場合、企業に当該情報を開示することを要求しないような柔軟性が意図されています。さらに、ISSBは基準の適用を強制することはできないため、現地の法域が、ISSB基準案の採用を義務付けるかどうかの決定を行う必要があります。

企業は、公開草案の要求事項に基づき、自社のサステナビリティ関連財務開示がIFRSサステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠している場合にのみ、準拠を表明することができます。

目的

全般的な要求事項の公開草案の目的は、報告企業がさらされている重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を提供することです。公開草案では、当該情報により一般目的財務報告¹の主要な利用者²が企業の将来キャッシュ・フローおよび企業価値の評価をより明確に理解でき、企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用である必要があることを明示しています。

企業価値は、企業の総価値と定義されており、以下の価値の合計です[全般的な要求事項の公開草案 付録A]。

- 企業の持分の価値(時価総額)
- 企業の純債務の価値

全般的な要求事項の公開草案における企業価値の定義は、以前に技術的準備ワーキング(TRWG)が公表した全般的な要求事項のプロトタイプに含まれていた定義を精緻化したものです。

ISSBは、企業価値を評価する際に関連する可能性のある情報は、財務諸表で報告される情報よりも幅広いと明示し

¹ 全般的な要求事項の公開草案では、一般目的財務報告には、企業の一般目的財務諸表およびサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されるものではないと示されています。

² 一般目的財務報告の利用者は「現在および潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」と定義されています。

ており、これは注目に値します。そのような情報は、人、地球、経済に関する企業の影響 (impact) および依存についての情報を含む可能性があります。

PwCの所見

全般的要求事項の公開草案は、企業価値に基づいています。ただし、当該公開草案は、企業価値を決定する際に含まれる可能性のある情報は、財務諸表で報告される情報よりも幅広いものであることを明確化しています (これは、全般的要求事項のプロトタイプから更新されています)。この明確化は、重要性の評価において、社会および気候に与える影響が、主要な利用者による企業価値の評価に影響を与える範囲において考慮されることを示しています。

例えば、貸借対照表上に認識されていないのれんを保有している企業が新規事業の営業許可を申請している場合を考えます。企業はまだ新規事業に着手しておらず多額の投資も行っておりません。企業は、営業許可を取得するために、既存事業の社会的影響を評価する申請プロセスを経なければならないと仮定します。企業の既存事業におけるESGパフォーマンスに関して利害関係者から重大な苦情があった場合、既存事業は収益をあげて営業を継続していることから当該苦情の影響は受けないと考えられますが、新規事業の営業許可を得る可能性は低いと考えられます。新規事業に対する投資の潜在的な機会費用を失うことから、申請プロセスに関連すると考えられる社会的なESGパフォーマンスは、企業価値に影響を与えることとなります。したがって、財務諸表に認識される資産や負債には重大な影響を与えないにもかかわらず、利害関係者にとって関連性がある情報は重要性がある可能性があります。したがって、「事業に対する社会的な許可」は、企業価値を評価する際に考慮する必要のある、財務諸表の範疇を超えるひとつの例となる可能性があります。

範囲

企業は、IFRSサステナビリティ開示基準に基づいてサステナビリティ関連財務情報を作成および開示する際に、本公開草案を適用する必要があります。そのため、一般的にIFRSサステナビリティ開示基準、特に全般的要求事項の公開草案の範囲を明確に理解するためには、「サステナビリティ関連財務情報」の定義が非常に重要です。

ISSBは、全般的要求事項の公開草案の結論の根拠において、「サステナビリティ関連財務情報」の定義は、企業価値の評価に要求され、関連する情報が時間の経過とともに変化するという事実を反映するために、意図的に幅広いものとなっていると指摘しています。さらに、この定義は、開示しなければならない特定の情報を示すのではなく、何が考慮されるのかの全体的な範囲を設定することが意図されています。

また、範囲の要求事項は、適用する会計フレームワークを問いません。すなわち、企業は、企業の関連する財務諸表がIFRS会計基準またはその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されているかどうかにかかわらず、IFRSサステナビリティ開示基準を適用することができます。

PwCの所見

IFRS会計基準以外の会計フレームワークを全般的要求事項の公開草案の範囲に含めることにより、IFRS会計基準に基づく報告が義務付けられていない企業を超えて、ISSB基準の適用を可能な限り幅広く認める意図が明白になっています。例えば、現地のGAAPを適用している非公開企業やIFRS会計基準を主要な会計フレームワークとして適用していない地域がこれに含まれる可能性があります。

真にグローバルな1組の基準となる保持するには、多くの法域がISSBサステナビリティ基準の適用を義務付ける必要があります。基準案が特定のGAAPと連動していないことを考えると、ISSB基準はより幅広く採用され、真にグローバルな基準につながる可能性があります。

コア・コンテンツ

公開草案は、気候関連財務開示タスクフォース (TCFD) が提言する、ガバナンス、戦略、リスク管理、ならびに指標および目標の4本柱アプローチに基づいています。企業は、以下に関する開示を提供することが要求されています [全般的要求事項の公開草案 第11項]。

ガバナンス

企業がサステナビリティ関連のリスクおよび機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制および手続

戦略	短期、中期または長期にわたり企業のビジネスモデルおよび戦略に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスクおよび機会に対処する方法
リスク管理	企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価および管理するために用いるプロセス
指標および目標	サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する企業のパフォーマンスを長期的に評価、管理およびモニタリングするために用いられる情報

PwCの所見

TCFDのフレームワークは、気候関連の金融リスク開示のベンチマークとなっており、その提言は多くの企業により広く採用されています。またこの提言は、世界中の多くの規制に係るフレームワークにも組み込まれ始めています。

ISSBの公開草案の構造はTCFD提言を基礎に構築されているため、公開草案は、サステナビリティ報告に関するさらなる一貫性、比較可能性、および信頼性の向上にISSBが貢献できる前向きなステップとなります。

全般的な特徴

全般的な要求事項の公開草案は、次の全般的な特徴に関する要求事項を規定しています。

報告企業

「報告企業」は、「一般目的財務諸表の作成を要求されるかまたは選択する企業」と定義されています。TRWGの全般的な要求事項プロトタイプにおける「報告の境界」の概念をより明確化するために、全般的な要求事項の公開草案では「報告企業」に変更されました。現在、この「報告企業」の定義は、IFRS会計基準の定義と一致しています。

PwCの所見

「報告企業」の定義は、全般的な要求事項の公開草案において精緻化および明確化されていますが、企業にとっては依然として困難な領域である可能性が高いといえます。サステナビリティ関連財務開示は、報告企業にとって関連する一般目的財務諸表と同じであると述べられていますが、企業にとっては一般目的財務諸表を超えて考慮しなければならない追加の要素があります。

全般的な要求事項の公開草案は、企業に対して、企業のバリュー・チェーンに沿った活動、相互作用、関係、資源の利用に関連する重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会のすべてに関して重要性がある情報を開示することを要求しています。財務報告の観点から、企業は、そのバリュー・チェーンで識別したビジネス上のリスクを考慮し、財務上に影響が及ぶ可能性がある範囲でこれらを開示します。しかし、バリュー・チェーンは、全般的な要求事項の公開草案において、報告企業のビジネスモデルおよび企業がオペレーションを行う外部環境に関連する活動、資源および関係の全範囲と定義されています。これは、企業がバリュー・チェーンにおけるサステナビリティ関連のリスクおよび機会を考慮する必要があることを示しており、財務報告の観点からのみ考慮するバリュー・チェーンに比べると現時点では幅広くなっています。

さらに、全般的な要求事項の公開草案において、報告企業の広い定義には、関連会社および共同支配企業に対する投資などの投資が含まれています。この意味するところは、企業が重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する重要性がある情報を識別した場合には、これらの投資を含めなければならないことにあります。

つながりのある情報

「つながりのある情報」とは、一般目的財務報告の利用者が以下をできるように開示されている情報を意味します

- さまざまなサステナビリティ関連のリスクおよび機会の間のつながりを評価する。
- これらの情報（すなわち、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報）が、どのように一般目的財務報告で開示されているさまざまなタイプの情報とつながりがあるのかを、より良く理解する。

全般的な要求事項の公開草案における概念は、企業が明確かつ理解可能なサステナビリティ関連情報を表示しなければならないという目標を強調および強化するために用いられます。全般的な要求事項の公開草案の結論の根拠では、

サステナビリティ関連のリスクおよび機会間のつながりの実際または潜在的な影響(implication)を説明するために用いることができると説明しています。このような相互につながりのあるサステナビリティ関連情報を提供することは有用であり、一般目的財務情報の利用者が十分な情報を得た上で意思決定を行うことを可能にします。

重要性(materiality)

重要性の判定は、企業固有のものであり、企業の企業価値の評価に影響を与える可能性のある要因に基づいています。前述したように、企業価値には、企業が人、地球、経済に与える影響および依存に関する情報が含まれる可能性があります。

サステナビリティ関連財務情報は、全般的要求事項の公開草案において、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が特定の報告企業に関する情報を提供する報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性があると定義されています。これは、IFRS会計基準における重要性の定義、具体的にはIAS第1号第7項と整合しています。

また、公開草案は、要求事項の適用により生じた情報のうち、報告企業にとって重要性がないものは開示する必要がないことを明確にしています。

PwCの所見

重要性の概念をサステナビリティ関連のリスクおよび機会に適用することは、非常に複雑であり判断を伴う領域になる可能性が高いといえます。重要性の評価は、最終的には、企業が開示するサステナビリティ関連財務情報を促進することになります。

全般的要求事項の公開草案における要求事項は、統一した定量的閾値や所定の重要性を規定していないため、判断が必要となります。さらに、重要性は時間の経過とともに変化する可能性があるため、重要性の判断は、状況や仮定の変化を考慮するために各報告日に再評価する必要がある可能性があります。

全般的要求事項の公開草案に基づく重要性の定義は、IAS第1号の重要性の定義と整合していますが、企業は、一般目的財務諸表の重要性を決定する際に従来用いていた判断とは異なる判断を行う可能性が高くなります。例えば、全般的要求事項の公開草案における結論の根拠では、企業は一般目的財務諸表を作成する際に考慮するよりも長期間にわたるサステナビリティ関連のリスクおよび機会の財務上の影響を考慮しなければならない可能性があるとして述べています。さらに、企業はバリュー・チェーンの全体を通じての相互作用の財務上の影響も考慮することが必要になります。サステナビリティ情報に対する投資家のニーズは、財務報告よりも急速に変化しているため、ある年度では重要性がなかったものが、利用者の観点の進展により別の年度では重要性があるものとなる可能性があります。

その他の全般的な特徴には以下が含まれます。

適正な表示— 全般的要求事項の公開草案における提案は、企業に対して、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示を適正に表示することを要求しています。適正な表示は、全般的要求事項の公開草案において基本的な質的特性として言及されており、関連性があり、忠実な表現である情報の開示を企業に要求しています。さらに、情報は、比較可能性があり、検証可能性があり、適時性があり、かつ理解可能性がある必要があります。これらは「補強的な質的特性」といわれています。

PwCの所見

全般的要求事項の公開草案に示されている基本および補強的な質的特性は、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」に含まれる基本および補強的な質的特性と整合しています。

前述のように、IFRSサステナビリティ開示基準は、企業が財務諸表の作成および表示においてIFRS会計基準を適用するか、異なるGAAPを適用するかにかかわらず、適用することができます。全般的要求事項の公開草案における質的特性は、IASBの概念フレームワークに示されているものと整合しているため、IFRS会計基準に準拠した財務諸表を作成する企業は、そのような質的特性を熟知しているといえます。このことは、全般的要求事項の公開草案で提案されている要求事項に従って報告されるサステナビリティ関連開示と、IASBの概念フレームワークに従って作成される財務諸表との間の一貫性の確保に役立つ可能性があります。

- **比較情報**—企業は、全般的要求事項の公開草案に基づき、以下の比較情報の開示が要求されます。
 - 当期に開示される前期に係るすべての指標
 - 説明的および記述的なサステナビリティ関連財務開示が、当期の開示を理解する上で関連する場合は、当該情報を開示しなければならない。前期に報告した情報と異なる比較情報を報告する場合、金額の差額、および金額が更新された理由を開示しなければならない。
- **報告頻度**—全般的要求事項の公開草案は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時および同じ報告期間を対象として報告しなければならないことを明確にしています。しかし、公開草案は、期中のサステナビリティ関連財務情報の開示に関連する要求事項、また当該情報の開示が要求される企業を定めていません。

PwCの所見

現在、サステナビリティ報告書の多くは、年次財務報告と異なる時期に公表されています。同時に報告書を発行することを要求することは、企業の内部プロセスおよび統制に相当な変更が求められる可能性があります。

- **情報の記載場所**—全般的要求事項に関するプロトタイプ基準における「報告チャンネル」は、「情報の記載場所」に変更されました。全般的要求事項の公開草案は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、企業の一般目的財務諸表の一部として開示することが要求されると説明しています。公開草案は、サステナビリティ関連財務情報は、さまざまな場所で開示される可能性があり、また「経営者による説明」も企業の財務諸表の一部を構成する可能性があるとして認めています。
- **見積りおよび結果の不確実性の源泉**—全般的要求事項の公開草案は、見積りが明確かつ正確に示され説明されていれば、合理的な見積りの使用はサステナビリティ関連の指標を作成する上で不可欠な部分であり、見積りの使用は情報の有用性を損なわないと指摘しています。さらに、全般的要求事項の公開草案は、サステナビリティ関連財務開示で財務データおよび仮定が用いられる場合、そのような情報は、可能な限り、財務諸表で開示される対応する財務データおよび仮定と整合的でないことを明確にしています。
- **誤謬**—全般的要求事項の公開草案における誤謬は、以下のとおり、IAS第8号第5項における誤謬と同じ定義です。

「企業のサステナビリティ関連財務開示における脱漏または誤表示であり、当該期間の一般目的財務報告の公表が承認されたときに入手可能であり、当該サステナビリティ関連財務開示を作成する際に入手し考慮することが合理的に予想される情報という条件を満たす、信頼性の高い情報の不使用または誤用から生じる。」

IAS第8号と同様に、重要性がある過去の期間の誤謬は、遅くとも、次の一般目的財務報告の公表が承認されるまでに、遡及的に訂正しなければなりません。

準拠表明—全般的要求事項の公開草案には開示要求事項があり、それにより、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠している企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の準拠を表明しなければなりません。全般的要求事項の公開草案は、IFRSサステナビリティ開示基準によって要求される情報が、現地の法令によって開示が禁止されている場合には、企業が当該情報の開示を行わないことができるとする規定を設けています。企業は、そのような開示に関する救済措置を利用する場合でも、IFRSサステナビリティ開示基準への準拠を表明することができます。

PwCの所見

IFRS基準に準拠した一般目的財務諸表の作成者は、全般的要求事項の公開草案で示された全般的な特徴について、IFRSにおける特性と整合しているため、熟知しているといえます。

このことは、既存のIFRS財務諸表の作成者が、財務諸表に含まれる情報をサステナビリティ関連財務開示と合わせて検討する際の助けとなります。

気候関連開示の公開草案

概要

気候関連開示の公開草案に含まれる提案では、一般目的財務報告の利用者が、企業の重大な気候関連のリスクおよび機会が企業の以下に与える影響を評価できるように、当該気候関連のリスクおよび機会に関する情報を開示することを企業に求めています。

- 財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フロー
- 企業価値
- 戦略およびビジネスモデル

気候関連開示の公開草案は、全般的要求事項の公開草案と同時に公表され、全般的要求事項の公開草案におけるコア・コンテンツと整合しており、TCFD提言に含まれるガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標の4つの柱に基づいています。さらに、気候関連開示の公開草案には、SASBスタンダードに基づく産業別開示要求を示した付録(付録B)が含まれています。これが、気候関連開示の公開草案の基本となります(詳細は、下記を参照)。

気候関連開示の公開草案は、最初のテーマ別基準案です。気候関連開示の公開草案は、全般的要求事項の公開草案と同じアプローチを用いていますが、全般的要求事項の公開草案に含まれる全般的な概念に基づき構築されており、気候関連のリスクおよび機会に適用されます。

PwCの所見

全般的要求事項の公開草案と気候関連開示の公開草案が同時に公表されました。気候関連開示の公開草案は、ISSBが公表する最初のテーマ別基準案です。全般的要求事項の公開草案と気候関連の基準案は相互に補完し、開示が重複しないように意図されています。

IFRS財団は、SASBが用いている産業別アプローチをISSB基準に組み込むことを公約しています。すなわち、気候関連開示の公開草案における産業別要求事項はSASBスタンダードに由来します。また、IFRS財団は、全般的要求事項の公開草案において、SASBスタンダードを(気候以外のテーマに関する)適用ガイダンスと位置づけることを提案しています。したがって、2つの公開草案が公表されていますが、これらにはSASBの77の業種別基準からのガイダンスが組み込まれており、さらにSASBの未了プロジェクトを組み込むことが見込まれています。これが実際に意味することは、コメントの対象となる非常に包括的な文書が存在し、利害関係者は、その回答において、2つの公開草案とSASBスタンダード、さらに企業がオペレーションを行う産業に関するSASBのプロジェクトのいずれも考慮しなければならないということです。

しかし、ISSBが今年後半の公開協議を通じて継続的な作業計画をたてていることから、どのように将来のテーマ別基準が相互に構築されるか(または補完するか)、また、どのように開示基準の構造案に適合するか、特に、全般的要求事項に関する基準が包括的な役割を維持するのかどうか、そして今後、企業は、自らの関連性に応じて、どのように多様なテーマ別基準の構成要素を適用していくのか、いずれも興味深いところです。

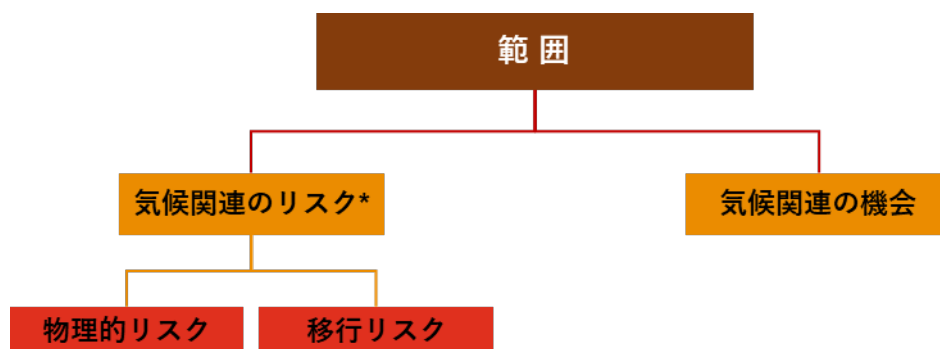
目的

気候関連開示の公開草案の目的は、企業に重大な気候関連のリスクおよび機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することを要求することにより、企業の一般目的財務報告の利用者が以下を可能にすることです。

1. 重大な気候関連のリスクおよび機会が企業の企業価値に与える影響を評価すること
2. 企業による資源の利用とそれに対応するインプット、活動、アウトプットおよび結果が、重大な気候関連のリスクおよび機会に対する企業の対応とこれを管理するための戦略をどのように支援しているのかを理解すること
3. 企業の計画、ビジネスモデルおよびオペレーションを、重大な気候関連のリスクおよび機会に適応させるための企業の能力を評価すること

範囲

気候関連開示の公開草案の範囲は、以下の図に示す通りです。



*網羅的なリストではない

物理的リスクは、気候関連開示の公開草案の第3項(a)において、企業が、事象による気候変動または気候パターンの長期的な移行による気候変動(例えば、洪水地域の企業資産に対する直接的な損害)にさらされている物理的リスクと定義されています。

移行リスクは、気候変動に適応するための広範な方針および技術的变化を必要とする企業など、低炭素経済への移行に関連するリスクです。これは、企業に財務的リスクまたは風評に関するリスクをもたらす可能性があります。

気候関連の機会とは、気候変動の緩和および適応に対する世界的な取組みの結果として、企業にプラスの便益をもたらす可能性のあるものであり、例えば、低炭素経済への移行を支援する新製品による売上の増加などが挙げられます。

ガバナンス

気候関連開示の公開草案は、企業に対して、報告の利用者が気候関連のリスクおよび機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制、および手続きを理解できるような情報を開示することを求めています。

この目的を達成するために、気候関連開示の公開草案は、取り組むべき詳細な開示要求事項のリストを提供しています。包括的な要求事項としては、気候関連のリスクおよび機会を監督するガバナンス機関(ボード、委員会またはガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある)、ならびに気候関連のリスクおよび機会に関する経営者の役割に関する情報を開示が求められています。

気候関連開示の公開草案は、企業に対して、全般的な要求事項の公開草案に規定されているガバナンスの開示要求事項の繰り返しを回避しなければならないと強調しており、統合されたガバナンスの開示を提供することを推奨しています。

PwCの所見

気候関連開示の公開草案における開示要求事項は、特に以下についてTCFDに含まれる開示要求事項を上回っています

- 気候関連のリスクおよび機会の監督、評価、管理の責任を負う機関または個人を、その役割を記載するだけでなく特定する。
- 上記の機関の責任が、企業の付託事項、ボードの義務およびその他の関連する方針にどのように反映されているか
- 上記の機関が、気候関連のリスクおよび機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキルおよびコンピテンシーを利用可能とすることを、どのように確実にしているか
- 専用の統制および手続きが気候関連のリスクおよび機会の管理に適用されているかどうかの情報

戦略

気候関連開示の公開草案は、一般目的財務諸表の利用者が、重大な気候関連のリスクおよび機会に対処する企業の戦略を理解できるようにするために、以下の開示要求事項を定めています[気候関連開示の公開草案 第8項]。

1. 短期、中期または長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略およびキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセスならびに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、重大な気候関連のリスクおよび機会
2. 重大な気候関連のリスクおよび機会が企業のビジネスモデルおよびバリュー・チェーンに与える影響
3. 重大な気候関連のリスクおよび機会が企業の戦略および意思決定(その移行計画を含む)に与える影響
4. 重大な気候関連のリスクおよび機会が報告期間における企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与える影響、ならびに、短期、中期および長期にわたり予想される影響(気候関連のリスクおよび機会がどのように企業の財務計画に含まれているかを含む)
5. 重大な物理的リスクおよび重大な移行リスクに対する企業の戦略(ビジネスモデルを含む)の気候レジリエンス

PwCの所見

上記の開示要求事項は、企業が開示するにあたって相当量の作業を伴うことが見込まれます。作業内容には以下が含まれます。

- 企業のバリュー・チェーンが識別可能となることで、気候関連のリスクおよび機会の影響を定量化できる。
- 戦略計画の時間軸を参照することにより企業の時間軸を定義する。
- 気候関連のリスクおよび機会が企業の移行計画に与える影響、およびそれらが財務計画にどのように組み込まれるかを理解する。
- シナリオ分析を通して企業の戦略の気候レジリエンスをモデル化する(詳細は後述)。

気候関連開示の公開草案は、上記1から5に記載のとおり、識別された気候関連のリスクおよび機会ならびにこれらのリスクおよび機会が企業のビジネス、戦略、財務計画に与える影響の記載について、TCFDの開示推奨項目と整合していますが、本公開草案は以下についてより詳細な情報を要求しています。

- 企業のリスクおよび機会に直接的に対処している方法
- 戦略および計画に関する資金調達の方法
- 企業の財政状態および財務業績について時間の経過とともに予想される変化

主要な2つの領域は、移行計画およびシナリオ分析の作成と開示であり、これらの詳細については後述します。

気候関連開示の公開草案における戦略に関する開示要求事項には、企業の低炭素経済に向けた移行計画、および当該計画の資金調達方法に関する開示要求が含まれます。移行計画は、気候関連開示の公開草案において「温室効果ガス(GHG)排出の削減などの活動を含む、低炭素経済への移行のための企業の目標および活動を示した企業の全体的な戦略の一側面」と定義されています。

気候関連開示の公開草案には、企業に対して、炭素削減目標と、当該目標の達成におけるカーボン・オフセットの意図した使用を開示する要求事項があります。このような情報の開示により、一般目的財務報告の利用者は、企業の企業価値に影響を与える可能性のある炭素削減関連のリスクおよび機会に対する企業の現在および将来の対応および行動を評価することができます。

PwCの所見

公開草案では、企業がGHG排出量の開示にカーボン・オフセットを含めることを禁止していませんが、カーボン・オフセットの意図した使用を説明する際には追加の開示が要求されます。これは、一部には、多くの企業がすべての排出量の削減に取り組むことになるという事実によるものであり、カーボン・オフセットが移行計画において極めて重要な要素となるためです。

気候関連開示の公開草案第13項(b)(iii)において詳述されているように、追加の開示には以下が含まれます

- 目標がカーボン・オフセットの使用に依拠する程度
- 当該オフセットは第三者によるオフセット検証または認証スキーム(認証済カーボンオフセット)の対象と

なるかどうか、および、対象となる場合、どの単一または複数のスキームか

- カーボン・オフセットの種類(当該オフセットが自然に基づくものなのか技術的な炭素除去に基づくものなのか、および、達成することを意図した量は炭素除去によるものか排出回避によるものかを含む)
- 企業が使用することを意図するオフセットの信頼性(credibility)と完全性(integrity)を利用者が理解するために必要な、その他の重大な要素(例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定)

これらの開示要求事項は、以下の理由から提案されています(気候関連開示の公開草案の[結論の根拠](#)に記載のとおり)。

- 企業のカーボン・オフセットへの依拠
- 使用するオフセットの生成方法
- 企業のオフセット取得元のスキームの信頼性と完全性(これらは、企業の短期、中期および長期の企業価値に影響を与える)

前述のとおり、気候開示関連の公開草案は、企業に対して、気候関連の変動、進展または不確実性に対する戦略的気候レジリエンス、すなわち、企業が気候変動に関連する不確実性に対して調整する能力を開示することを要求することになります。これは、気候関連のシナリオ分析、または当該分析を使用できない場合は代替的な方法もしくは技法を用いて開示される必要があります。

シナリオ分析は、特定の仮定および制約のもとでのさまざまなシナリオを検討することにより、気候関連のリスクおよび機会の仮想的な結果の範囲を評価します。シナリオ分析は、将来において何が発生するかを予想または予測することを意図したものではなく、「発生したらどうなるか(仮定)」のシナリオに関する情報を提供するものです。

PwCの所見

気候関連開示の公開草案の結論の根拠では、シナリオ分析に関して、事業(特に企業レベル)における気候関連事項への適用、およびセクター横断的な適用は、まだ進展中であると指摘しています。すなわち、ISSBは、シナリオ分析は、起こり得る結果の範囲を検討し、複数の変数を明示的に取り入れることで、企業の戦略的意思決定およびリスク管理プロセスへのインプットとして貴重な情報および視点を提供し、企業価値を評価するための重要な情報を利用者に提供すると考えました。

企業のレジリエンスを反映する堅牢なシナリオ分析を作成することは、多くの企業にとって困難を伴うと考えられます。気候関連開示の公開草案は、企業がシナリオ分析を作成できない場合は、代替的な情報の開示を認めています。

代替的な方法および技法としては、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなどがあります。気候関連開示の公開草案の目的は、これらの技法のうち1つを用いることにより、利用者が、企業が使用する主要な仮定、および短期、中期、長期にわたる気候変動への企業のレジリエンスを理解できるようにすることです。

企業がシナリオ分析を行った方法の開示では、特定のシナリオは指定されていませんが、気候関連開示の公開草案は、シナリオが「気候変動に関する最新の国際協定」に一致しているかどうかを開示することを要求しています。公開草案に記載されている定義によると、気候関連開示の公開草案の公表時における国際協定は、「パリ協定」になります。パリ協定の目標は、地球温暖化による上昇気温が摂氏2度を大きく下回ること、そしてGHG排出量を削減することにより産業革命前の水準に比べて摂氏1.5度に抑えることです。

リスク管理

気候関連開示の公開草案におけるリスク管理の開示要求事項は、全般的要求事項の公開草案で示された構造に従っています。企業が気候関連のリスクおよび機会の識別、評価、管理に用いるプロセスに関する情報を開示することが要求されています。

気候関連開示の公開草案は、企業に対して、全般的要求事項の公開草案に規定されているリスク管理の開示要求事項の繰り返しを回避しなければならないと強調しており、統合されたリスク管理の開示を提供することを推奨しています。

PwCの所見

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

気候関連開示の公開草案におけるリスク管理の開示要求事項は、TCFD提言の開示項目と整合していますが、以下の追加の開示を要求しています

- リスクだけでなく、気候関連の機会を識別し、優先順位付けするために企業が用いたプロセス
- リスクを識別するために用いたインプット・パラメータ(データソースなど)
- 過去の報告期間と比較して、使用したプロセスのいずれかが変更されたか

これらの追加の開示要求事項は、気候関連の機会を含めることでリスクのみに焦点を当てていないことになり、TCFDと比べてバランスがとれています。これは、全般的な要求事項の公開草案と気候関連開示の公開草案に含まれるその他の柱(ガバナンス、戦略、指標および目標)と整合しています。すでにTCFDの要求事項を満たしている企業にとって、この追加の定性的開示が負担になることはないと思われまます。

指標および目標

気候関連開示の公開草案に含まれる開示要求事項は、一般目的財務報告の利用者に対して、気候関連のリスクおよび機会を測定、モニタリングおよび管理するために、企業がどのように指標や目標を利用しているのかを明らかにすることが意図されています。

指標

気候関連開示の公開草案の第20項において、以下の指標の開示が要求されています。

- 産業横断的指標(すなわち、企業がオペレーションを行う産業に関わらず、関連性があり適用可能な指標)
- 産業別の指標(企業が報告を行っている産業、またはそのビジネスモデル、およびこれらの産業と共通の特徴を共有する基礎となる活動によって異なる)
- 気候関連のリスクの軽減もしくは適応、または気候関連の機会の最大化のために経営者が設定した目標に向けた進捗を測定するための、ボードまたは経営者が用いるその他の指標
- 気候関連のリスクの軽減もしくは適応、または気候関連の機会の最大化のために経営者が設定した目標

以下に示す7つの産業横断的指標には、定量的カテゴリーおよび定性的カテゴリーがあり、企業は、特定の指標の算定方法に関する基礎と説明を提供するために、開示が要求されています。

- 「温室効果ガスプロトコル(GHGプロトコル)のコーポレート基準」に従って測定されたGHG排出量(絶対総量および原単位)
- 移行リスク— 移行リスクの影響を受けやすい(vulnerable)資産または事業活動の金額(絶対値)およびパーセンテージの開示(例えば、石炭採掘から得られる企業の収益の金額およびパーセンテージ)
- 物理的リスク— 物理的リスクの影響を受けやすい(vulnerable)資産または事業活動の金額(絶対値)およびパーセンテージ(例えば、洪水の影響を受ける地域における企業の不動産ポートフォリオの割合の金額およびパーセンテージ)
- 気候関連の機会— 気候関連の機会と整合した資産または事業活動の金額およびパーセンテージ(例えば、低炭素経済への移行を支持するサービスによる企業の収益の流れ)
- 資本投下— 気候関連のリスクおよび機会に対して企業が使用した金額の開示(例えば、企業が低炭素製品の研究開発(R&D)に投資した年間売上に対する割合などの金額)
- 内部炭素価格— 企業が自身の排出コストの評価に用いている、温室効果ガスのメートルトン当たりの価格と企業が炭素価格を意思決定にどのように適用しているかの説明
- 報酬— 具体的には、当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセンテージ、さらに、気候関連の考慮事項が役員報酬にどのように組み込まれているかの記述

GHGプロトコルはさまざまな排出量の算定方法を認めているため、企業間の比較可能性が限定される可能性があります。これを緩和するために、気候関連開示の公開草案は、スコープ1排出およびスコープ2排出について、以下を別個に開示することを提案しています。

- 連結会計グループ

- 関連会社 (associates)、共同支配企業、非連結子会社および連結会計グループに含まれていない関係会社 (affiliates)

スコープ3排出の開示要求では、企業の排出量の算定方法に関する定性的情報とともに、企業自体ではなく、企業のバリューチェーンを考慮することの重要性が強調されています。

公開草案には固有の例示的ガイダンスが示されていますが、これは公開草案の一部を構成するものではありません。ガイダンスには、移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会、資本投下に関する例示的な指標が含まれています。例えば、移行リスクは、炭素関連資産に対する信用エクスポージャーの集中度の絶対値やパーセンテージとなる可能性があります。

気候関連開示の公開草案における付録Bには、SASBスタンダードの更新版である産業別開示要求が含まれています。前述したように、企業は、ビジネスモデルに最も密接に整合する、関連する産業別開示要求を識別する必要があります。企業は複数の産業分類に該当する可能性があり、SASBのウェブサイトを参照し、持続可能な産業分類システム(SICS)に従った一次産業分類の識別に役立てることが推奨されます。

企業は、関連する単一または複数の産業が決定されると、特定の**産業別要求事項**が気候関連のリスクおよび機会を識別する上で有用な出発点となることがわかります。

各産業別開示要求には、次の5つの構成要素が含まれています。

- 産業の説明—関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、当該産業における一般的なサステナビリティ関連の影響および依存を定義することで、企業が分類を決定するのに役立てる。
- 開示トピック—各個別の産業について、特定のサステナビリティ関連のリスクまたは機会が記載される。例えば、「農産物」には、商品の加工および輸送により直接的なGHG排出が生じ、これが資本コストを増加させる可能性があることが示されている。さらに、そのようなリスクおよび機会が企業価値に与える影響が含まれている。
- 指標—これらはパフォーマンスに関する有用な情報を提供するために含まれている。たとえば、「金属および鉱業」では、「総エネルギー消費量」が開示すべき指標である。
- 技術的プロトコル—これらは、定義、範囲、適用および調製に関するガイダンスを提供する。例えば、上記の「金属および鉱業」の指標には、「企業は、総エネルギー消費量をギガジュールで開示しなければならない」とある。その指標の調製方法に関して詳細なガイダンスも提供されている。
- 活動指標—これらは、企業の特定の活動またはオペレーションの規模を定量化することにより比較を支援することを意図している。例えば、「通信サービス」では、「無線サービス加入者の数」が1つの活動指標となる。

これまでSASBスタンダードで報告を行ってきた企業は、気候関連開示の公開草案における付録Bに含まれる変更が比較を容易にするよう強調していること気付くでしょう。これらは特に、以下の2つの分野をカバーしています。

- 米国法令を参照した要求事項は、必要に応じて、国際的に適用可能なガイダンスを参照するように修正されている。
- 金融セクターにおける4つの産業、すなわち商業銀行、投資銀行、保険、アセット・マネジメントについて、開示トピックおよび指標が提案されている。

PwCの所見

産業別の指標の導入は、企業の企業価値に与える気候関連のリスクおよび機会の影響に関する投資家およびその他の利害関係者による評価を助け、指標および開示の有用性を高めたいというISSBの意向が強く表れたものです。

このような産業別の指標の追加されたことにより、企業(特に複数の産業にわたって分類される複雑なビジネスモデルを有する企業)が開示を要求される情報のレベルが大幅に上がる可能性があります。産業別の分類は、高い粒度で細分化されており、このような場合、産業別指標の報告方法の決定は困難を伴う可能性があります。

目標(target)

利用者が企業の目標(target)および戦略的目標(goal)の達成の有無を理解および評価するために、企業は気候関

連の目標だけでなく、以下も開示しなければなりません。

- 目標の目的(例えば、目標は、セクターへの準拠または科学的根拠に基づくイニシアティブへの準拠のために企業が設定したかどうか)
- 企業が気候関連のリスクおよび機会に対処するために設定した具体的な目標
- 目標は何に基づいているか(すなわち、絶対的目標か原単位目標か)。原単位目標とは、例えば、企業が特定の期日までにビジネス上の指標に関連した20%のGHG排出の削減(例えば、セメント1トン当たりの二酸化炭素の削減)を約束する場合などをいう。
- 目標は気候変動に関する最新の国際協定で作成されたものとどのように比較するのか、およびそれは第三者によって検証されているのかどうか。前述のように、現在はパリ協定がこれにあたるが、将来における協定は未定である。
- 目標はセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたか。「科学的根拠に基づく目標イニシアティブ」で定義されているように、セクター別脱炭素アプローチとは、企業が産業革新前のレベルから気温上昇を摂氏2°C以内に抑えるために必要なGHG削減目標を設定するための科学的情報に基づく方法をいう。
- 目標が適用される期間
- 企業が進捗を測定する基礎となる期間
- マイルストーンまたは中間目標
- 目標への到達および戦略的目標の達成に向けた進捗を評価するために用いられる指標

PwCの所見

気候開示関連の公開草案における指標および目標の開示要求事項は、TCFD提言の開示項目と整合しています。ただし、気候開示関連の公開草案は、以下の追加の開示を要求しています。

- 企業の産業および活動に関連する産業別指標
- 前述のスコープ1およびスコープ2のGHG排出に関する具体的な開示の取扱い、ならびにスコープ3の要求
- 企業の目標の開示において、
 - 目標は気候変動に関する最新の国際協定で作成されたものとどのように比較するのか、およびそれは第三者によって検証されているのかどうか
 - 目標はセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか

TCFDと比較したこれらの追加の開示要求事項では、GHG排出量および産業別指標に関して明確化されていますが、初めてこの情報を決定および収集する企業にとっては、負担が大きくなる可能性があります。

公開草案の適用および発効日

発効日は最終基準の公表時に決定されるため、公開草案で提案されている要求事項がいつ適用されるかは、現時点では明確ではありません。しかし、公開草案では以下が提案されています。

- 強制適用日よりも早期の適用が可能
- 適用年度における比較情報の開示を免除

ISSB基準案の適用を義務付けるかどうかは現地の法域で決定する必要があり、その結果、当該提案とは異なる独自の適用時期が設定される可能性もあります。

PwCの所見

ISSBは、ESGに関する非財務報告との整合性を促進するために、多数の法域の証券規制当局がメンバーとして参加する[サステナビリティ基準諮問フォーラムを設立](#)しました。ここでは、ISSBが目指しているグローバル・

ベースラインの提供、およびメンバーである規制当局がその包括的ベースラインに基づいてどのように進めるかに焦点が当てられる予定です。

次のステップ

ISSBは、2022年7月29日を期日として、この2つの公開草案についてのパブリック・コメントを募集しています。全般的な要求事項の公開草案および気候関連開示の公開草案に関するコンサルテーションへのフィードバックは、基準および作業計画が最終化される前に、ISSBにより公開で議論されます。このプロセスは、IFRS財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会による監督の対象となります。その後、ISSBは受領したコメントを反映し、2022年末までに最終基準を公表することを見込んでいますと述べました。

また、ISSBは、基準設定の優先順位付けについて2022年後半に協議することも予定しています。このコンサルテーションでは、以下に関するフィードバックを提供することが期待されています。

- 企業価値を評価する際の投資家のサステナビリティ関連情報のニーズ
- SASBスタンダードに基づく産業別の要求事項のさらなる開発

ISSBは、既存の報告に関するイニシアティブの作業に基づくため、SASBスタンダードは以下のように組み込まれる予定です。

1. ISSBは、基準設定プロセスにSASBが用いる産業別アプローチを組み込む。
2. SASBスタンダードを公開草案に含める。
3. SASBスタンダードの国際的な適用可能性の改善にコミットする。
4. SASBスタンダードはISSBの産業別要求事項の出発点となる。
5. SASBによる現在進行中のプロジェクトはISSBに移行される。
6. ISSBは、作成者や利害関係者が、移行段階におけるSASBスタンダードの使用を支持することを奨励する。

SASBスタンダードに関するISSBの計画のさらなる詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

SASBで現在進行中のプロジェクトは非常に多岐にわたるため、企業は、コメントするにあたって、企業にとって関連性があるかどうかを検討すべきであり、またこれらのプロジェクトにはISSBと異なるタイムラインがあることに留意する必要があります。

前述のように、現地の法域は強制適用について決定する必要があります。しかし、他にも多くの提案があり、それらも検討する必要があります。

米国証券取引委員会(SEC)は気候関連開示に関する規則案を公表し、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、2022年4月29日に、公開協議のために13の欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の公開草案を公表しました。EFRAGは今後数か月の間に追加のセクター別の公開草案を公表することを計画しています。報告に関するグローバル・ベースラインを達成するため、複数の基準設定主体が、一貫性および比較可能性があるサステナビリティ関連報告を開発するために、互いの作業を考慮することが重要となります。

気候関連開示に関するSECの規則案、およびEFRAGの進捗状況に関する詳しい情報は、以下に掲載されています。

- [In depth INT2022-07「EU域外の企業が欧州のESG提案を無視すべきでない理由」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In brief INT2022-02「欧州財務報告諮問グループ\(EFRAG\)が欧州サステナビリティ報告基準に関するワーキング・ペーパーの第1群を公表」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In brief INT2022-08「欧州サステナビリティ報告基準\(ESRS\)に関する公開草案の公表とコメント募集」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In brief INT2022-05「SECが気候関連開示に関する新たな規則案を公表」](#)(和訳は[こちら](#))
- [ポッドキャスト「PwC IFRS Talks Podcast: ISSB Exposure Drafts」](#)(英語のみ)

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.